令和7年度第1回福島県総合計画審議会土地水対策部会 審議概要

1 部会長及び副部会長選出(結果)

部会長	村上早紀子委員
副部会長	丹治俊宏委員

2 福島県水源地域保全条例(案)について(質疑)

丹治委員

- ・福島県における外国資本等による土地取引の実態は。
- ・本条例の届出制度と国土利用計画法の届出制度との違いや関係性は。

事務局

- ・年 10 件程度の取引があると推測しているものの、面積については現状把握できていない。本条例は外国資本のみを対象としているわけではなく、県民からの懸念の声があるため例示として外国資本を挙げている。
- ・国土利用計画法が契約後の買主による届出であるのに対し、本条例では契約 前の売主による届出と考えている。

岩﨑委員

- ・憲法第14条の平等原則に照らし、明確な根拠を持たずして憂慮される取引として「外国資本等による土地取引」と記載することは危険。過去の水源汚染事例が外国資本等だけによるものではないため、「外国資本等による土地取引」ではなく「営利企業等による土地取引」とするべき。水源機能などの環境より利益を優先する企業は、国籍を問わず懸念されるべきである。
- ・届出内容として土地価格等の情報は必要か。使用目的を明確にした上で届出 内容を検討するべき。
- ・行政が関与する届出対象外の取引についても、届出対象の取引と同様に県で 情報を管理するのか。
- ・県が土地所有者等に対して助言や勧告を行う場合の内容や基準は、今後検討 していくのか。

事務局

- ・「外国資本等」という表現については、実際にあった声に基づき記載している。表現については、再検討する。
- ・届出内容については、土地価格の情報まで求めることは考えていないが、今 後詳細を検討していく。
- ・届出対象外の取引について、資料4の届出制度の対象外のうち、②、③、④ の取引は関係法令等により行政が関与しその中で完結するものと考えている ため、当室で情報を管理することは考えていない。
- ・助言・勧告の実施基準等については、今後検討していく。

藤田委員

- ・届出対象外としている 0.5 ヘクタール未満の契約について、例えば隣接する 0.4 ヘクタールの土地が複数で 1 ヘクタール以上になる場合など、合計面積 での考慮が必要ではないか。
- ・太陽光パネル建設による山林崩壊などの問題があり、再生可能エネルギー関連の法律との連携についてはどうか。

事務局

- ・事業の合計面積で届出とすることは、契約前の売主による届出であることか ら難しい。
- ・再生可能エネルギーは同じ企画調整部で扱っている。不適切な事案が発生した場合には関係部局や国とも連携していく。

小松氏 (立谷委員 代理)

- ・本条例の方向性は評価するものの、土地取引に着目した規制には限界がある。水源に悪影響を及ぼす行為そのものを抑制するような条例の方が実効性はあるのではないか。現行法での規制が難しければ、本条例で行為そのものまで踏み込んだ規制を課すべきではないか。
- ・課題として不適切な森林管理が挙げられているが、本条例の施行に当たり、 森林環境税を活用することも視野に入れているのか。

事務局

- ・既存関係法令で対応しつつ、本条例では取引状況を早期に把握し、問題発生 時に対応できる体制を整えることを目的としている。土地取引への規制は憲 法上の制約があることを踏まえて、届出制度を検討し、併せて立入調査制度 も設けることで、現状把握に努める。
- ・現時点では森林環境税との関係性は考えていない。関係部局と連携して検討していく。

村上委員

- ・第3条から第5条に県、県民、土地所有者の責務が規定されているが、市町 村や事業者の責務は規定しないのか。
- ・届出対象外としている「③非常災害のための応急措置契約」について、応急 措置完了後に改めて届出を求めることはしないのか。

事務局

- ・ 責務について、市町村については、第6条に「市町村は県との連携」という 形で規定しており、事業者については、土地所有者等に含まれるものと考え ている。
- ・非常災害時の契約については、件数は多くないと想定しており、現時点では 事後届出を求めることは考えていない。問題が確認できた場合に改めて検討 する。

菊池委員

・農地法では届出や許可申請の際に国籍の記載が義務となった。法人について も役員の国籍確認をするようになった。本条例の届出書の作成で参考にでき るのではないか。